

柏谷区公民館及び柏谷区コミュニティー会館使用規程

1 使用者の範囲

- (1) 区民
- (2) 区民を構成員とする諸団体
- (3) 区民以外で区長が認めたもの

2 開館時間

午前8時から午後10時まで （臨時に休館となることがあります）

3 使用手続

- (1) 申込先 管理人(979-1469)
- (2) 申込方法 各組織の長が使用申込書の提出により行う
- (3) 期限 使用日の30日前から

4 使用料（区民に限る）

室、時間	(午前)8時～12時	(午後)13時～17時	(夜間)18時～22時	(終日)8時～22時
公 民 館				
1階和室	¥2,000	¥2,000	¥3,500	¥5,000
1階会議室	¥2,000	¥2,000	¥3,000	¥4,000
2階ホール	¥3,000	¥4,000	¥6,000	¥10,000
全 館	¥5,000	¥6,000	¥8,000	¥15,000
2階エアコン	¥500	¥500	¥500	¥1,000
調 理 室	¥1,000	¥1,000	¥1,000	¥2,000
コミュニティー会館				
A(10畳)	¥2,000	¥2,000	¥3,500	¥5,000
B(12畳)	¥2,000	¥2,000	¥3,500	¥5,000
備品類の貸出し	机、椅子 1脚¥100（上限¥1,000） テント(大) ¥2,000 （小） ¥1,000			

- (1) 区民を構成員とする諸団体(区長が認めたもの)及び区長招集の会議は無料とする。
- (2) 組長が招集する組集会は、使用料の半額とする。
- (3) 複数の部屋を使用する場合は、各室料金を合算する。
- (4) 公民館1階和室、会議室については、会議使用とする。
- (5) 区民以外の使用は、料金の50%増しとする。
- (6) 貸出し備品以外は、一切貸出しはしない。
- (7) 利用者の都合により当日、一方的に使用を中止した場合は、使用料の50%を徴収する。

5 使用者の心得

- (1) 他人に迷惑をかけないこと。
- (2) 施設及び物品の清掃を行い、ゴミは持ち帰ること。
- (3) 使用した物品等は、整理整頓すること。
- (4) 施設並びに備品等を破損及び損傷した場合は、使用者の責任において弁償すること。

6 特則

緊急を要する区長招集の会議等が生じた場合はこれを優先する。

7 附則

この改訂は、令和 2 年 1 1 月 1 日より施行する。

平成	6 年	8 月	28 日	改訂
平成	11 年	4 月	1 日	改訂
平成	23 年	4 月	1 日	改訂
令和	2 年	9 月	25 日	改訂
令和	5 年	4 月	1 日	改訂

(別記)

区長が認める諸団体

- (1) 共有財産管理組合
- (2) 農業会
- (3) 部農会
- (4) 用水組合
- (5) シニアクラブ
- (6) 女性の会
- (7) 華の話
- (8) 柏谷シャギリ保存会
- (9) 消防団第 6 分団柏谷支部
- (10) 自衛消防隊
- (11) 東中 P T A 地区幹事